資料　３

競争的資金制度改革プロジェクト
ヒ　ア　リ　ン　グ　資　料

（科学研究費補助金）

１　科学研究費補助金制度の概要

（１）科学研究費補助金の概要　・・・・・・・・・・・・　１
（２）平成１４年度科学研究費補助金の交付状況一覧・・・　３
（３）科学研究費補助金の研究組織について　・・・・・・・　５

２　科学研究費補助金制度の事前審査・採択プロセスについて

（１）平成１４年度科学研究費補助金の配分審査機構図・・　８
（２）科学研究費補助金の採択・交付の概要　・・・１０
（３）基盤研究等のグラント審査システム　・・・・・・・・１１
（４）特別推進研究のグラント審査システム　・・・・・・・１２
（５）特定領域研究のグラント審査システム　・・・・・・・１３
（６）科学研究費補助金における評価者の選定について・・１４
・文部科学省（特別推進研究等）
・日本学術振興会（基盤研究等）

３　科学研究費補助金の中間・事後評価について　・・・・・・・１６
○平成１４年度　特別推進研究・特定領域研究における
中間・事後評価の実施実績　・・・・・・・・・・・・・・・２１

４　科学研究費補助金の補助金交付の年間スケジュール

（１）基盤研究等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（２）特別推進研究　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（３）特定領域研究　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

５　科学研究費補助金の制度改革について

○最近の主な改善事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

科学研究費補助金の概要

○目的・性格

科学研究費補助金は、我が国の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする研究助成費で、大学等の研究者又は研究者グループが計画する基礎的研究のうち、学術研究の動向に即して、特に重要なものを取り上げ研究費を助成するものである。大学等の学術研究を推進し、我が国の研究基盤を形成するための基幹的な経費である。

○公募対象者

大学等の研究機関に常勤の研究者として所属する者。

○申請・採択の状況

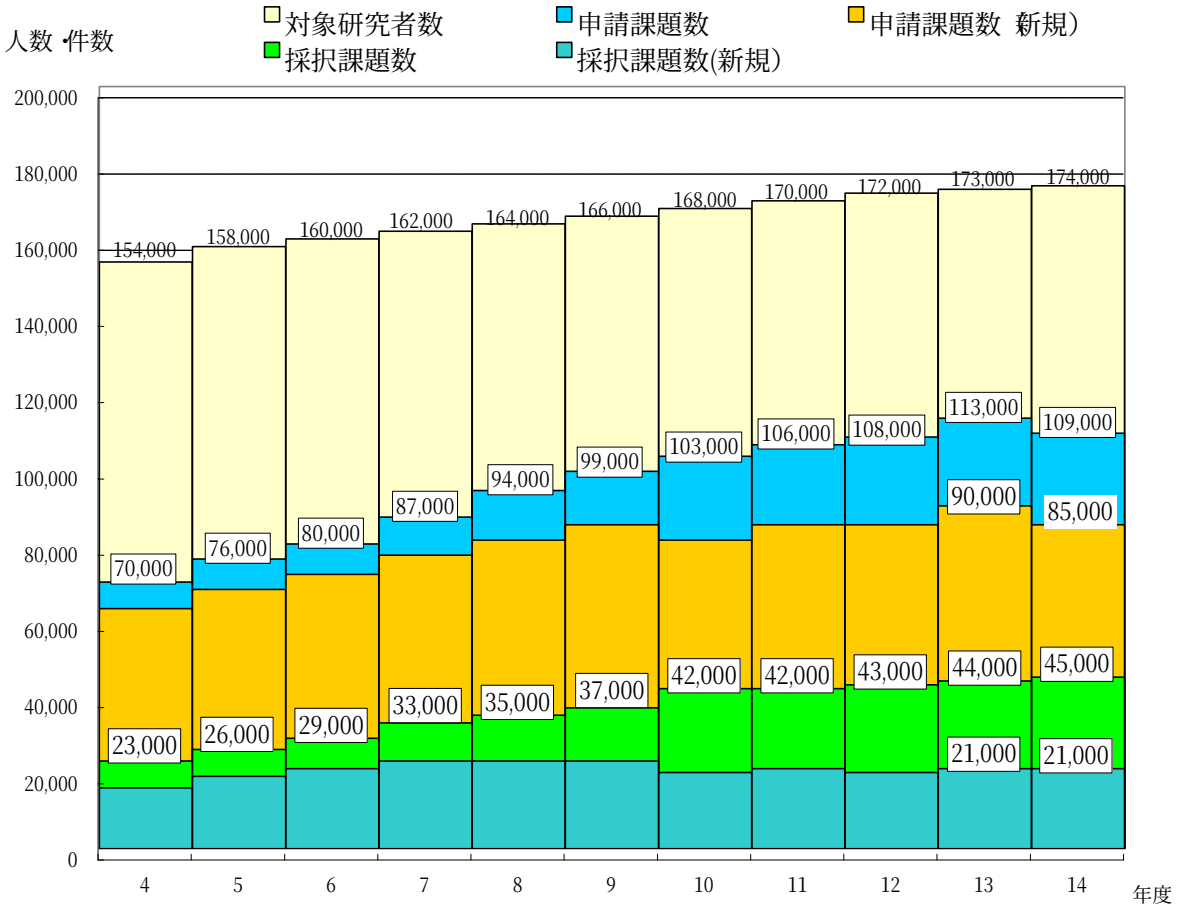

（注）対象研究者数は、「学校基本調査報告書」の大学、短期大学及び高等専門学校の本務教員数である。

○採択率・充足率の状況

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
採択率(%)	26.2	27.4	28.6	29.4	28.3	27.1	24.8	24.3	23.9	23.1	24.6
充足率(%)	72.6	74.5	74.0	74.9	74.6	72.3	71.5	74.7	77.2	78.2	76.1

（注）採択率及び充足率は、各年度における新規分の当初配分時の数字である。

【文部科学省において交付業務を行う研究種目】

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 （期間３～５年）
特定領域研究	２１世紀の我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取り組みが必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る （期間３～６年、単年度当たりの目安１領域　２千万円～６億円程度）
萌芽研究	独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究 （期間１～３年、１課題　500万円以下）
若手研究	３７歳以下の研究者が一人で行う研究 （期間２～３年、申請総額によりＡ・Ｂに区分）　(A)500万円以上3,000万円以下 (B)　500万円以下
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表	学術的価値が高い研究成果の公開の助成
特定奨励費	学術研究諸団体が行う学術的・社会的要請の強い特色ある研究事業の助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む。）が行う研究の助成 （期間３年以内）
地域連携推進研究費	地域における研究開発プロジェクト等と有機的な連携の下に推進する、実用の可能性の高い研究の助成 （期間３年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る （期間５年）

【日本学術振興会において交付業務を行う研究種目】

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
基盤研究	１人で行う研究又は少人数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （Ｓ）　（期間５年、１課題 5,000万円以上１億円程度まで） １人で行う研究又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 （期間２年～４年、ただし、企画調査を行うものは１年） （申請総額によりＡ・Ｂ・Ｃに区分）　(A)　2,000万円以上 5,000万円以下 (B)　500万円以上 2,000万円以下 (C)　500万円以下
奨励研究	幼稚園、小・中・高等学校・中等教育学校の教員、民間の者が１人で行う研究 （期間１年、１課題　３０万円以下）
研究成果公開促進費	
学術定期刊行物	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ、学術情報システム等を通じ公開利用を目的とするものの助成

平成１４年度科学研究費補助金の交付状況一覧（新規）

平成14年7月現在

研究種目	研究課題数			研究経費			1課題当たりの配分額	
	申請	採択	採択率	採択分の申請額	配分額	充足率	平均	最高
	件	件	%	千円	千円	%	千円	千円
科学研究費	(86,333) 82,018	(18,186) 18,588	(21.1) 22.7	(89,314,199) 102,492,465	(69,616,200) 77,515,100 【 4,510,770 】	(77.9) 75.6	(3,828) 4,170	(171,800) 214,000
特別推進研究	(138) 166	(13) 16	(9.4) 9.6	(1,108,994) 1,960,794	(1,073,000) 1,786,000 【 535,800 】	(96.8) 91.1	(82,538) 111,625	(147,000) 214,000
特定領域研究	(7,492) 9,356	(2,677) 2,614	(35.7) 27.9	(28,683,114) 32,849,693	(23,361,800) 24,977,700	(81.4) 76.0	(8,727) 9,555	(171,800) 112,500
基盤研究 (S)	(2,091) 595	(61) 74	(2.9) 12.4	(1,838,926) 2,236,789	(1,718,700) 1,995,700 【 598,710 】	(93.5) 89.2	(28,175) 26,969	(64,500) 61,900
基盤研究 (A)	(2,666) 2,544	(450) 604	(16.9) 23.7	(9,003,178) 11,511,463	(7,441,500) 9,354,300 【 2,806,290 】	(82.7) 81.3	(16,537) 15,487	(40,000) 36,800
基盤研究 (B)	(16,385) 11,416	(2,726) 2,718	(16.6) 23.8	(23,913,674) 22,946,582	(17,905,200) 17,125,700	(74.9) 74.6	(6,568) 6,301	(14,800) 15,800
基盤研究 (C)	(30,354) 26,340	(6,229) 5,662	(20.5) 21.5	(15,535,109) 13,883,962	(11,344,600) 10,097,700	(73.0) 72.7	(1,821) 1,783	(3,600) 3,800
萌芽研究	(9,145) 13,296	(1,074) 1,750	(11.7) 13.2	(2,017,435) 4,853,374	(1,411,200) 3,243,600	(70.0) 66.8	(1,314) 1,853	(2,700) 3,900
若手研究 (A)	- 1,999	- 206	- 10.3	- 2,456,941	- 1,899,900 【 569,970 】	- 77.3	- 9,223	- 21,800
若手研究 (B)	(15,277) 13,721	(4,170) 4,155	(27.3) 30.3	(6,986,376) 9,566,395	(5,180,200) 6,854,500	(74.1) 71.7	(1,242) 1,650	(2,400) 4,300
奨励研究	(2,785) 2,585	(786) 789	(28.2) 30.5	(227,393) 226,472	(180,000) 180,000	(79.2) 79.5	(229) 228	(300) 270
研究成果公開促進費	(1,584) 1,498	(780) 786	(49.2) 52.5	(3,874,858) 4,094,284	(2,846,100) 2,957,350	(73.5) 72.2	(3,649) 3,763	(60,700) 59,800
特別研究員奨励費	(1,788) 1,600	(1,788) 1,600	(100.0) 100.0	(2,089,914) 1,876,195	(1,907,800) 1,805,300	(91.3) 96.2	(1,067) 1,128	(1,500) 1,500
学術創成研究費	(51) 98	(24) 21	(47.1) 21.4	(2,080,164) 1,893,865	(1,732,500) 1,741,800 【 522,540 】	(83.3) 92.0	(72,188) 82,943	(90,000) 112,100
合計	(89,756) 85,214	(20,778) 20,995	(23.1) 24.6	(97,359,135) 110,356,809	(76,102,600) 84,019,550 【 5,033,310 】	(78.2) 76.1	(3,663) 4,002	(171,800) 214,000

注1) ( )内は、前年度を示す。
注2) 【】は、間接経費（外数）。
注3) 萌芽研究の前年度の数字は萌芽的研究、若手研究（B）の前年度の数字は奨励研究（A）、奨励研究の前年度の数字は奨励研究（B）の実績である。

平成１４年度　科学研究費補助金
配分状況　研究分野別内訳
（件数ベース）

平成１4年度科学研究費、地域連携推進研究費及び学術創成研究費の
配分件数（新規採択＋継続分）（7月現在）について分類したものである。

科学研究費補助金の研究組織について

１．研究組織

○研究代表者：研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者
○研究分担者：研究計画に常時参加し、その遂行に中心的役割を果たす者
○研究協力者：研究計画に随時参加し、その遂行に協力する研究者等

※　研究代表者は、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者である。

※　研究分担者は、研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行について責任を持つ研究者。研究計画の遂行に関し実質的な責任を負わない者は、研究分担者として加えることはできない。

２．研究組織の形態

Ａ：研究機関に所属する研究者が一人で行う研究　又は同一の研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究　→ 科研費の約９４％

Ｂ：異なる研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究　→ 科研費の約６％

（１）研究組織の形態としては、Ａの形態を原則としているが、研究計画の特殊性から必要な場合、Ｂの形態も認めている。

（２）Ａの形態の場合、研究分担者がいても、研究分担者へ研究費の配分はしないこととしている。また、Ｂの形態の場合でも、原則、研究分担者に分担金を配分することはできないこととしている。

３．研究費の機関管理

補助金の管理は、研究形態Ａの場合、すべて、研究代表者が所属する研究機関の代表者（事務局）が行うこととし、研究形態Ｂの場合も、原則として、研究機関の代表者（事務局）が行うこととしている。

（参考）公募要領における記述の抜粋

【応募資格者】

応募は、次の研究機関に常勤の研究者として所属する者が研究代表者となって行うものとする。

ア　大学
イ　大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構、国立学校財務センター又は文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
ウ　高等専門学校
エ　国又は地方公共団体の設置する研究所その他の機関、法律により直接設立された法人又は民法第34条の規定により設立された法人のうち、学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの

研究代表者は、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者である。なお、研究代表者は、当該研究計画の性格上、必要があれば研究組織を構成することができる。

【研究組織】

研究分担者は、研究代表者と共同して研究計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行について責任を持つ研究者である。したがって、研究計画の遂行に関し名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない者は、研究分担者として加えることができない。

研究組織	研究代表者	研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者
	研究分担者	研究計画に常時参加し、その遂行に中心的役割を果たす者
	研究協力者	研究計画に随時参加し、その遂行に協力する研究者　等

【補助金の適正な管理】

ア　研究(2)の場合
補助金の管理は、研究代表者が所属する研究機関の代表者（事務局）が一括して行うこと。
研究代表者は、研究分担者に分担金を配分することはできない。

イ　研究(1)の場合

補助金の管理は、原則として研究代表者が所属する研究機関の代表者（事務局）が一括して行うこと。

原則として、研究代表者が研究分担者に分担金を配分することはできない。

ただし、研究分担者が、分担する研究を遂行する上で大きな支障があるなど、研究分担者に対して分担金を配分しなければ分担部分の研究実施が困難な場合には、分担金の配分が不可欠であるとの理由を研究計画調書に必ず記入すること。

科学研究費補助金（特別推進研究等）　審査要項　－抜粋－

平成１５年1月２９日　科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定

研究計画の特殊性から研究組織を研究(1)（別添「研究(１)(２)の区分」参照）とする研究課題については、研究組織内での研究者の責任や役割分担が明確であるものを選定する。

また、研究組織を研究(1)とする研究計画のうち、研究分担者に研究費の一部を配分しようとする研究課題については、研究費の一部を配分しなければ分担部分の研究実施が困難な理由が明確であるものを選定する。

（参考）　科学研究費の交付先及び管理責任者は、研究組織の形態により、「研究(1)」及び「研究(2)」に区分して取り扱う。

	研究組織の形態	該当研究種目等	交付先及び管理責任者
研究(1)	異なる研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究		研究代表者 補助金の受領は、研究代表者の所属する研究機関の代表者が、研究代表者の委任を受けて行うこととなっている。
研究(2)	研究機関に所属する研究者が一人で行う研究又は同一の研究機関に所属する複数の研究者が共同して行う研究（研究代表者と異なる研究機関に所属する研究者を研究組織の人数の１／２以内に限り研究分担者として加える研究を含む。）	特別推進研究 特定領域研究 2)、3)参照	研究機関の代表者

平成14年度　科学研究費補助金の配分審査機構図

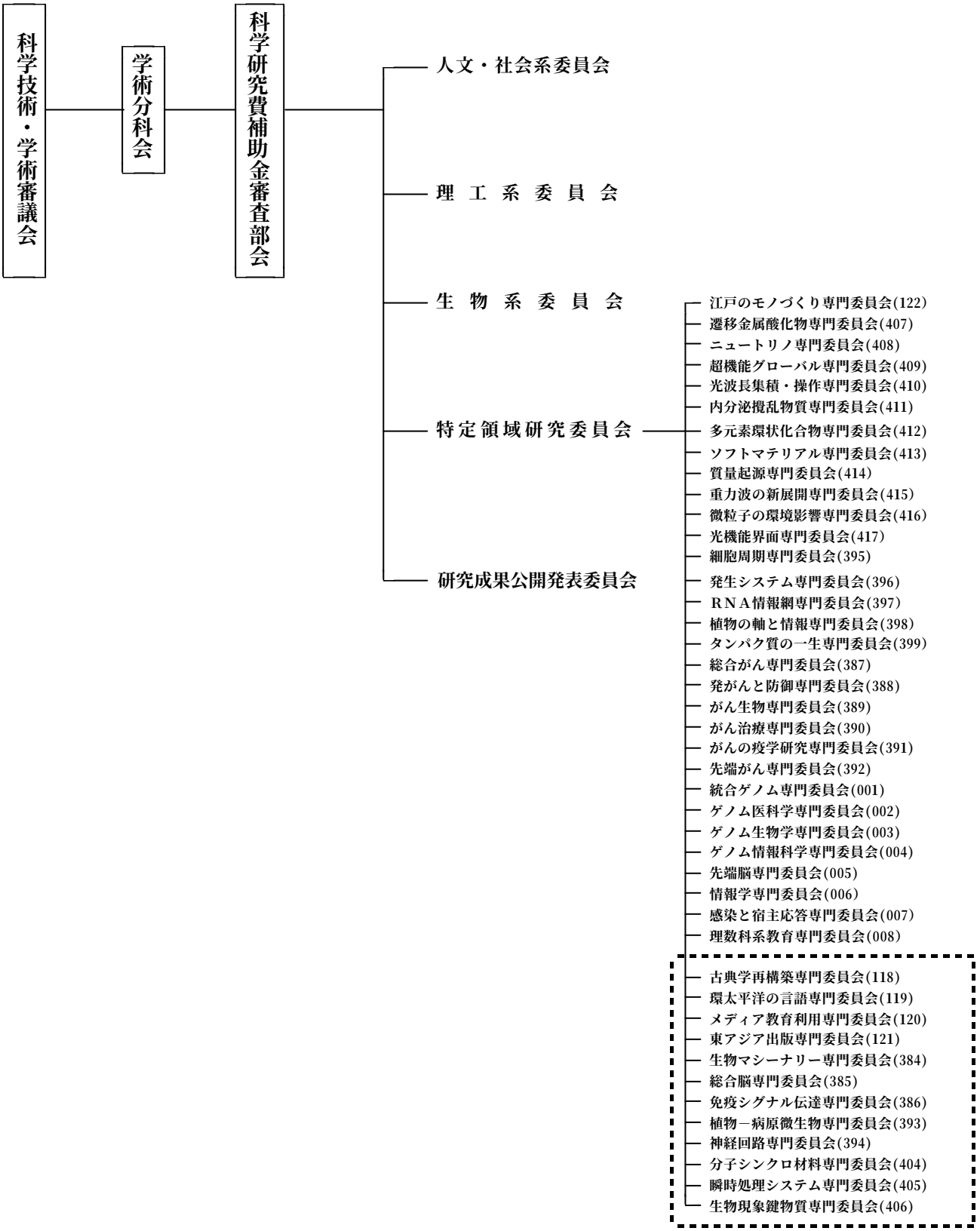

※ ［　　］は、平成１４年度公募を行わなかった領域。

日本学術振興会　科学研究費委員会　組織図

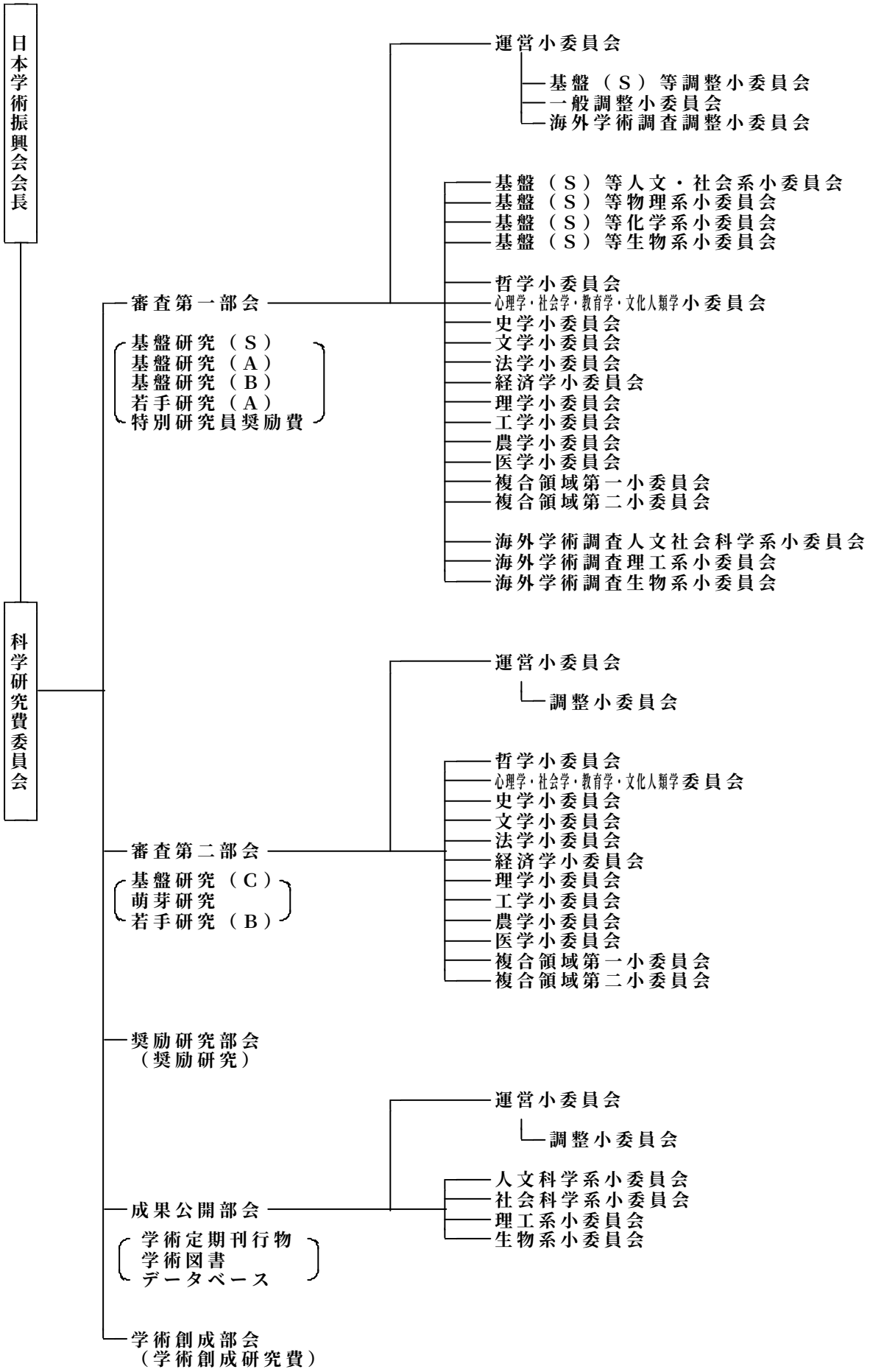

科学研究費補助金の採択・交付の概要

科研費全体を100%として

1課題につき委員以外の研究者3名（約450名）がレフェリーを担当。

審査部会及び各系15～25名の研究者で構成される人社・理工・生物の3系の委員会（全62名）で採択・決定

学問的要請や社会的要請等に対応して審査・交付

レフェリー＋ヒアリングで採択

特別推進研究【12%】

① 全ての申請課題を対象に、関連分野の研究者が審査意見書を作成。

② 第一線の研究者により構成される人文・社会、理工、生物の各系委員会により、関連分野の研究者の審査意見を参考に、ヒアリング課題（採択予定数の約2倍）を選定。

③ 各系委員会によりヒアリングを行い、採択候補課題を決定の上、審査部会で採択。

特定領域研究【23%】

領域の審査 ① 第一線の研究者により構成される各系委員会によりヒアリング領域を選定。

② ヒアリング対象領域（採択予定数の約2倍）について関連分野研究者が審査意見書を作成。

③ 各系委員会により、関連分野の研究者の審査意見を参考に、ヒアリングの上採択候補領域を決定後、審査部会で領域を採択。

公募課題等の審査…各領域別専門委員会により、個別課題あたり3名の委員による書面審査の結果を基に、全体審査で採択候補課題を決定の後、審査部会で課題を採択。

1領域につき委員以外の研究者3名（約90名）がレフェリーを担当

1領域につき6～8名の研究者（全368名）で構成される約50の領域別専門委員会で選定

研究者のニーズを配慮し、学問的動向に即して審査・交付

各学問分野の申請件数に応じて採択

基盤研究等【58%】

① 第一線の研究者による二段階の審査により選定

第1段審査）

② 細目ごとに、通常3～6名の委員による書面審査（5段階の採点評価）

第2段審査）

第1段審査の評価

③ 専門分野（分科）ごとのグループでの審査

④ 各学問分野別に設置する小委員会により、採択候補課題の選定。

⑤ 科学研究費委員会で採択。

第1段審査 3,114名の研究者が書面審査

基盤研究S, A, B 6名
基盤研究C 3名
萌芽研究 3名

書面審査の結果を受けて、約40の小委員会ごとに20～25名の研究者（全616名）が合議審査・選定

☆審査に関わる研究者年間約4,700名

文部科学省 約 970名（レフェリーを含む）

科学技術・学術審議会委員 62名
〃 領域別専門委員 368名
レフェリーを担当する研究者 約 540名

日本学術振興会 3,730名

第1段審査委員 3,114名
第2段審査委員 616名

注 1. 審査委員、レフェリーを担当する研究者は、平成14年度審査における実績による。

注 2. 研究種目の【 】書きは、科学研究費補助金全体に占める当該研究種目の予算額の割合。

科学研究費補助金のグラント審査システム(日本学術振興会　基盤A、B、C、萌芽的研究)

研究申請書受理

11月

日本学術振興会
事務局

申請書送付

約240の細目の評価者

通常の配置
①基盤研究A・B担当グループ６名
②基盤研究C担当３名
③萌芽的研究担当３名

第１段審査(書面審査)

1次評価

細目の各担当評価者
平均審査件数：
①～③それぞれ約80件

○　各評価者は各課題毎に評価し、５段階に採点を行う。コメントも付す。

評価基準

1．総合評点

以下の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、評点(1～5、判定できない「－」を含む)を付ける。

2．評定要素

(1)研究内容

①研究目的の明確さ、②独創性、③当該学問分野及び関連学問分野への貢献度、④従来の研究経過・研究成果等の評価、⑤重複申請(審査区分間)をしている研究課題の評価、⑥その他、についてそれぞれ評点(1～5、判定できない「－」を含む)を付ける。

(2)研究計画

①研究計画の妥当性、②研究遂行の能力、③その他、について評点(1～5、判定できない「－」を含む)を付ける。

(3)研究種目及び審査区分としての適切性

(4)申請研究経費の妥当性

第２段審査(合議審査)

2次評価

1日目	2日目
約60ある分科毎のグループでの評価 **数名～15名程度** **数百～2000件**	**約40(主なものは約25)ある小委員会毎での評価** **20～25名程度** **数千件**
各細目からの評価者が少なくとも２名おり、その委員が、担当の細目の評価結果について説明。ボーダー付近の申請書、評価の分かれるものについて議論。	各小委員会 (例：医学小委員会) 約25名(幹事１名含む) 事務局の事務ｽﾀｯﾌ (資料の説明、評価の手順、留意事項の説明)

○　第１段審査の評価者 の評点が記載された資 料を用い、特に第１段審査の総合評点に 重点を置きつつ、総合的に評価する。
○　採択課題及び配分額の決定。
○　学術参与が出席。

研究申請者(不採択のうち希望者)

審査結果(ランク)を通知

国立情報研究所のﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽに収録

研究費交付

研究開発の実施

実績報告書(1～2頁)

1年　2年　3年　4年　**継続課題**

評価(RENEWAL)
14年度採択課題の評価から実施
同じ課題で引き続き研究を行うため、他の新規申請書と共に評価(研究期間が４年以上の課題について。最終年度の前に評価を受けることが可能)

評価者の選任

評価者は、日本学術会議より推薦のあった約6000人のリストから二千数百人を日本学術振興会で選出し、各分野(審査部会、小委員会、分科・細目等)に配置。
選任を行うのは、日本学術振興会役員、職員、学術顧問、学術参与。
任期は２年、原則再任不可。

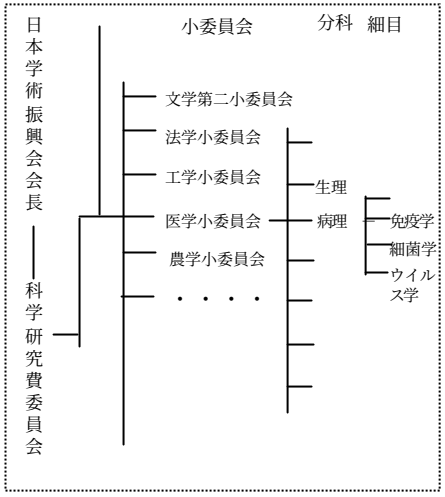

新規及び継続の採択率

		申請数	採択数	採択率
新規	基盤研究Ａ	2,666	450	16.9
	基盤研究Ｂ	16,385	2,726	16.6
	基盤研究Ｃ	30,354	6,229	20.5
継続(14年度採択課題の評価から実施)				

学術参与の主な役割

学術参与(非常勤)
(日本学術振興会)

・委員の選定
・小委員会で助言

○利害関係者の排除
評価者自身が研究代表者又は研究分担者である場合、或いは同一研究室の者等関係者が研究代表者である場合、所要の措置を講ずる。
（第１段審査）関係を明記するとともに、原則として評点を付さない。
（第２段審査）審査に加わらない。

科学研究費補助金（特別推進研究）の審査システム

文部科学省

研究計画調書受理

年１回
１１月

→

レフリー審査

文部科学省
１５０件程度

↓ 研究計画調書送付

関連分野研究者（３名）に審査意見書の作成依頼

⇑

レフリーの選任

申請者及び各系委員会委員から推薦をしてもらい、その中から３名を配置。
選任は、各系委員会の主査、学術調査官が行う。

各系委員会

ヒアリング課題の選定
１５０件程度

１５～２５名程度から構成される各委員会において、各委員がレフリーの審査意見書を参考として個別に行った審査結果の集計等を基に、合議によりヒアリング課題を選定

⇑

各系委員会委員の選任

学術分科会の委員及び臨時委員並びに学術調査官から推薦された者の中から分野バランス等を考慮し配置。
任期は２年、原則再任なし。

→

各系委員会

採択課題候補の決定
３０件程度

各委員会毎に採択予定課題の約２倍の課題のヒアリング（１課題当たり約３０分）を行い合議により採択候補課題を決定

⇖

評価基準等

下記の着目点に着目しつつ、総合的な判断の上、「A　A⁻　B　C」で評価

①特別推進研究として推進する必要性
②研究の独創性及び研究の意義
③研究分野の現状と動向及びその中での研究課題の位置付け
④研究遂行能力及び当該分野における評価
⑤申請研究経費の合理性及び申請設備備品の当該研究課題に対する必要性

→

科学研究費補助金審査部会

採択課題の決定

⇑

不採択者には不採択理由を開示

→

研究者

研究開始
６月

→ 1年→2年→3年→ 4年→ 5年

↓

各系委員会

研究期間に応じて各年度に現地調査、又はヒアリングを実施

各系委員会

終了ヒアリングを実施

⇓

中間・事後評価の結果は文部科学省ホームページで公表

⇑

実績報告書（1～2頁）

⇑

国立情報学研究所のデータベースに収録

○新規課題の採択率（平成１４年度）

	申請数	採択数	採択率
特別推進研究	166	16	9.6

○審査組織

科学技術・学術審議会 ― 学術分科会 ― 科学研究費補助金審査部会 ― 人文・社会系委員会
― 理工系委員会
― 生物系委員会

○学術調査官の役割

- レフリーの選任
- 各系委員会委員の選任
- 各系委員会の進行役
- 不採択理由の取りまとめ
- 現地調査への同行
- 中間・事後評価結果の取りまとめ

○利害関係者の排除

審査要項（科学研究費補助金審査部会決定）において規定

委員自身が研究代表者又は研究分担者である場合、あるいは委員の関係者（同一の研究室、親族）が研究代表者となっている場合は、審査に加わらない。

科学研究費補助金（特定領域研究）の審査システム

【領域の審査】

文部科学省

領域申請書受理
年１回
１１月

→

各系委員会

ヒアリング領域の選定
２５０件程度

１５～２５名程度から構成される各委員会において、各委員が個別に行った審査結果の集計等を基に、合議によりヒアリング領域を選定

各系委員会委員の選任

学術分科会の委員及び臨時委員並びに学術調査官から推薦された者の中から分野バランス等を考慮し配置。
任期は２年、原則再任なし。

→

レフリー審査

文部科学省
５０件程度
↓
領域申請書送付

ヒアリング対象領域について関連分野研究者（３名）に審査意見書の作成依頼

レフリーの選任

申請者及び各系委員会委員から推薦をしてもらい、その中から３名を配置。
選任は、各系委員会の主査、学術調査官が行う。

→

各系委員会

採択領域候補の決定
５０件程度

レフリーの審査意見書等を参考として、各委員会毎に採択領域候補の約２倍の領域のヒアリング（１課題当たり約４０分）を行い審査合議により採択候補領域を決定

評価基準等

下記の着目点に着目しつつ、総合的な判断の上、「Ａ Ａ⁻ Ｂ Ｃ」で評価
① 研究計画の妥当性
② 研究組織の妥当性
③ 申請研究経費の妥当性
④ 他府省等で実施中の各種研究事業との連携、整合性の確保に配慮がなされているか。

→

科学研究費補助金審査部会

採択領域の決定

不採択者には不採択理由を開示

→

研究者

研究開始
７月

→ 1年→2年→3年→4年→5年→ 6年

実績報告書(1～2頁)

国立情報学研究所のデータベースに収録

※
研究課題を公募する領域は、２年目以降下記の公募研究課題の審査を行う。

各系委員会

研究期間に応じて各年度に研究状況報告書の提出、又はヒアリングを実施

各系委員会

終了ヒアリングを実施

中間・事後評価の結果は文部科学省ホームページで公表

○新規領域の採択率（平成１４年度）

	申請数	採択数	採択率
特定領域研究	203	12	5.9

▼利害関係者の排除

審査要項（科学研究費補助金審査部会決定）において規定
・領域
委員自身が領域代表者等である場合、あるいは委員の関係者（同一の研究室親族）が領域代表者となっている場合は、審査に加わらない。
・公募研究課題
委員自身が研究代表者又は研究分担者である場合、あるいは委員の関係者（同一の研究室、親族）が研究代表者となっている場合は、評点は付さない

▼審査組織

科学技術・学術審議会 ― 学術分科会 ― 科学研究費補助金審査部会

（領域）
- 人文・社会系委員会
- 理工系委員会
- 生物系委員会

（公募研究課題）
- 特定領域委員会
  - 各領域別専門委員会（平14、31専門委員会）

▼学術調査官の役割

（領域）
・レフリーの選任
・各系委員会委員の選任
・各系委員会の進行役
・不採択理由の取りまとめ
・中間・事後評価結果の取りまとめ
・領域全体の会議、シンポジウムへの出席

（公募研究課題）
・各領域別専門委員会委員の候補者の推薦及び選考
・各領域別専門委員会の進行役

※【公募研究課題の審査】領域設定翌年度から実施）

文部科学省

研究計画調書受理
年１回
１１月

→

各領域別専門委員会

採択候補課題の決定
数十～数百件

各委員会８名程度の委員の合議により、採択候補課題を決定。
合議に先立ち個別審査を行うが、１課題当たり、原則３名で行い、３名のうち２名は領域外の者としている。

各領域別専門委員会委員の選任

領域代表者及び学術調査官から推薦された者の中から、委員会の委員数の約２／３が領域外の者となるよう配置。
選任は、学術研究助成課、学術調査官が行う。
任期は、領域設定期間内で領域により異なり、２～５年

→

科学研究補助金審査部会

採択課題の決定

→

研究者

研究開始
４月

→ 1年→ 2年

実績報告書(1～2頁)

国立情報学研究所のデータベースに収録

評価基準等

下記の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、「Ａ Ｂ Ｃ」で評価

①研究目的は具体的かつ明確に設定されているか
②研究計画及び研究方法は独創的なものであるか
③当該研究領域の推進に十分な貢献が期待できるか
④研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか　等

○公募を行った領域の新規課題の採択率（平成１４年度）

	申請数	採択数	採択率
特定領域研究	7,052	2,073	29.4

科学研究費補助金における評価者の選定について

【文部科学省（特別推進研究等）】

1　委員等は、文部科学大臣が任命する。

科学技術・学術審議会令（政令第２７９号）－抄－

（委員の任命）
第２条　委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
２　臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2　専門委員会において審査・評価にあたる候補者の選考には、学術調査官も選考に参画している。また、学術調査官は、特定領域研究を効果的に推進する観点から、領域代表者の意見を聴くことができることとしている。

3　評価者選考に当たっての留意点

一　特定の研究機関に偏らないこと
二　公立大学、私立大学の研究者に配慮すること
三　特に優れた若手研究者に配慮すること
四　女性研究者に配慮すること
五　科学研究費補助金審査部会の委員会は２５名以内、専門委員会は８名以内の組織を原則とすること

なお、委員会において評価にあたる候補者を選考する際には、特定の専門分野に偏らないよう留意するとともに、事前評価の対象となる研究課題の研究代表者及び領域代表者は選考しないこととしている。

【日本学術振興会（基盤研究等)】

1　審査委員候補者（二段審査に係るもの）について、日本学術振興会理事長より日本学術会議事務局長あてに推薦を依頼。

（主な留意点）

一　科学研究費補助金制度を理解し､かつ当該学術研究分野に精通し、十分な評価能力を有する者であること。

二　定数の２倍以上の候補者を推薦いただくこと。

三　その他留意事項

①　特定の研究機関に偏らないこと。

②　候補者の年齢構成を考慮しつつ、若手研究者の積極的登用を図ること。

③　候補者に相当数の女性研究者を加えるよう配慮すること。

④　推薦依頼年度の前年度に審査委員となった者については、新規の候補者として推薦できないこと。

2　日本学術会議からの審査委員候補者の推薦結果に基づき、日本学術振興会において選考会（学術顧問、学術参与等で構成）を開催し、評価者を決定。

（審査委員選考に当たっての主な条件及び配慮事項）

一　当該専門の事項に関し学識経験のある者であること。

二　大学教授または、助教授相当の者を選考する。ただし、当該専門の事項に関し特に優秀と認められる場合には、講師又は講師相当の者を選考することができる。

三　年齢構成も配慮して若手研究者も加える。

四　相当数の女性研究者を加える。

五　第一段審査において、分科細目の中で審査を分担するグループ内に、同一機関の審査委員が複数とならないようにする。

六　公・私立大学の研究者にも配慮する。

七　第二段審査において、定数の少ない分科については、同一分科の改選者について、前任者と同じ機関から選考することは原則として避ける。

科学研究費補助金の中間・事後の評価について

1．個々の研究課題について、毎年度に研究実績報告書、研究期間終了後事後に研究成果報告書を提出

2．研究費規模が大規模で研究期間が５年以上の研究種目については、毎年度行う実績報告書の提出のほか、科学技術・学術審議会等において中間評価を行うとともに、研究期間終了後１年以内に事後評価を実施。
　中間・事後評価の結果は、すべて文部科学省ホームページ等を通じて 一般に公表。

（別　紙）

科学研究費補助金「特別推進研究」の中間評価基準

特別推進研究の研究経過等の状況を把握し、当該研究課題の今後の発展に資するため中間評価を実施する。評価に当たっては、次の評定要素に着目しつつ総合的に評価し、２の評価基準により合議で評価を行うものとする。

１　評定要素

(1)　研究の進展状況について
・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(2)　これまでの研究成果について
・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（又はあげつつあるか。）

(3)　研究組織について
・研究組織は、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(4)　研究費の使用について
・購入された設備等は有効に活用されているか。
・その他、研究費は効果的に使用されているか。

２　評価基準

区　分	評　価　基　準
A	現行のまま推進すればよい
B	一層の努力が必要である
C	研究費の減額又は助成の停止が適当である

科学研究費補助金「特別推進研究」の事後評価基準

特別推進研究による研究の目的達成度等を把握し、当該研究の今後の発展に資するとともに、審査・評価の一層の充実に資するため事後評価を実施する。評価に当たっては、次の評定要素に着目しつつ総合的に判断の上、２の評価基準により、合議で評価を行うものとする。

１　評定要素

(1)　研究目的の達成度について
・当初の研究目的に照らし、その達成の度合いはどうか。

(2)　当該学問分野及び関連学問分野への貢献度について
・当該学問分野及び関連学問分野における研究の発展に関し、革新的な貢献ができたか。

(3)　研究成果について
・当初の研究目的に照らして、国際的に評価の高い成果をあげたか。
・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

２　評価基準

区　分	評　価　基　準
A^{+}	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

科学研究費補助金「特定領域研究」の中間評価基準

特定領域研究の研究経過等の状況を把握し、当該領域の今後の発展に資するため中間評価を実施する際は、次の評定要素に着目しつつ総合的に評価し、２の評価基準により、合議で評価を行うものとする。

1　評定要素

(1)　領域の研究組織と各研究項目の連携状況について

・研究組織は、研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。（また、計画研究と公募研究の調和が保たれているか。）

・各研究項目間の連携が保たれ、領域として効果的な研究体制となっているか。

(2)　研究の進展状況について

・当初の研究目標に沿って、着実に研究が進展しているか。

・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(3)　これまでの研究成果について

・当初の研究目標に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（又はあげつつあるか。）

(4)　研究費の使用について

・購入された設備等は有効に活用されているか。

・その他、研究費は効果的に使用されているか。

2　評価基準

区　分	評　価　基　準
A	現行のまま推進すればよい
A⁻	一部計画の見直しが必要である
B	大幅な計画の見直しが必要である
C	研究費の減額又は領域研究の停止が適当である

科学研究費補助金「特定領域研究」の事後評価基準

特定領域研究の事後評価に当たっては、次の評定要素に着目しつつ総合的に判断の上、２の評価基準により、合議で評価を行うものとする。

1　評定要素

(1)　領域全体の目標達成度について

・当初の研究目標に照らし、領域としての目標達成の度合いはどうか。

(2)　当該学問分野及び関連学問分野への貢献度について

・当該学問分野及び関連学問分野への貢献の度合いはどうか。

(3)　研究成果について

・当初の研究目標に照らして、期待された成果をあげたか。
・領域全体の研究成果を効果的に取りまとめているか。
・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

2　評価基準

区　分	評　価　基　準
A＋	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

平成１４年度　特別推進研究・特定領域研究における中間・事後評価の実施実績について

（単位：件）

	中　　間	事 後	合 計
特別推進研究	４３ (うち現地調査１９件)	１４	５７
特定領域研究	５０	２７	７７

科学研究費補助金の補助金交付の年間スケジュール（平成１４年度）

基盤研究等

※ 萌芽研究、若手研究は、文部科学省で交付内定、交付決定を担当。

特別推進研究

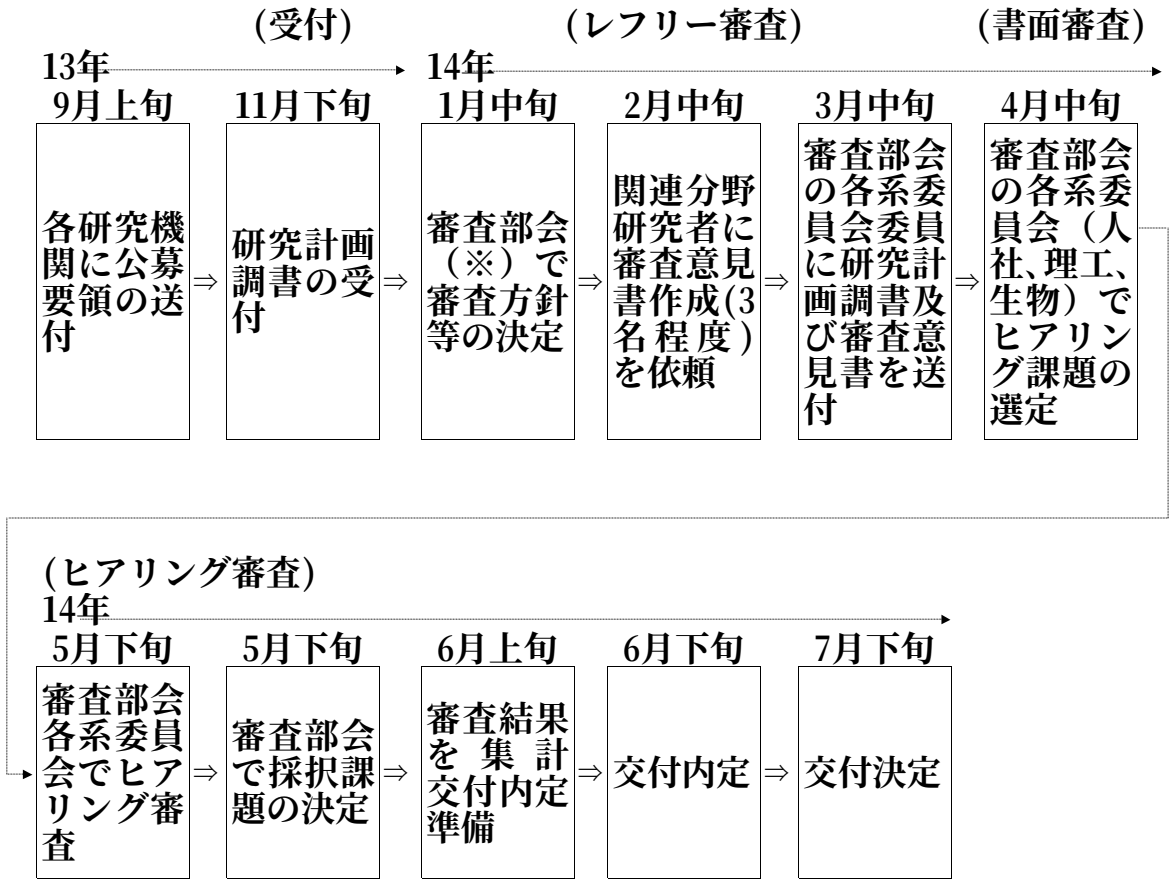

※注）「審査部会」は、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会を指す。

特定領域研究

１ 【領域及び課題(計画研究)の審査】

２ 【既設定領域に係る課題(公募研究)の審査】

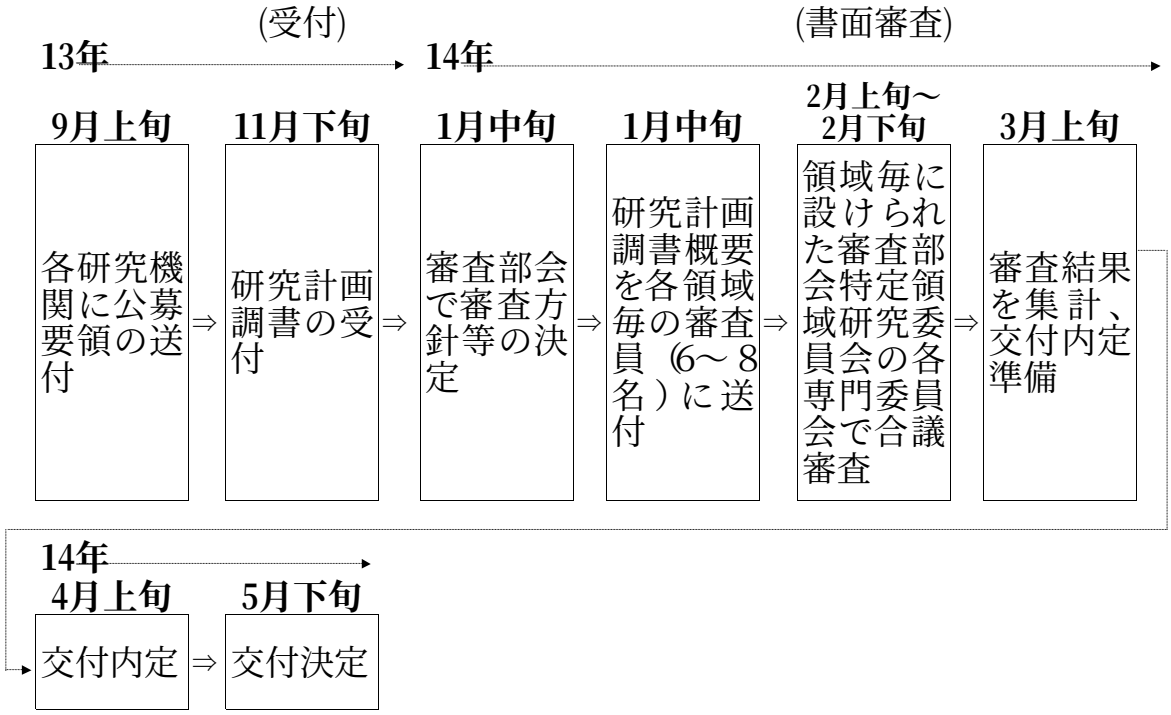

科学研究費補助金の制度改革について

１．最近の主な改善事項

科学研究費補助金の制度改革については、科学技術・学術審議会（平成13年１月までは学術審議会）の答申・建議等を踏まえて、最近においても次のような制度改革を行ってきている。

＜最近の主な答申・建議等＞

○　科学研究費補助金の改善について（報告）
（平成１３年７月１０日　科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）

○　科学研究費補助金「分科細目表」の改正について
（平成１３年１２月１９日　科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）

○　大学における研究費の在り方について（審議経過の整理）
（平成１４年６月１１日　科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会・基本問題特別委員会）

（１）よりきめ細かく、透明性の高い審査の実施のための審査体制の充実

・基盤研究等を日本学術振興会に移管し、審査員を約２．５倍に大幅増員。（約1,500人→約3,700人）（平成11年度）
・プログラム管理者等の配置（平成15年度）
・不採択者への開示（平成８年度）
　さらに、採択者へもコメント通知（平成14年度）

（２）学術動向への柔軟な対応

・分科細目を、４系・８部・70分科・242細目から、４系10分野66分科278細目に変更
・複合新領域の新設（平成15年度）
・時限付き分科細目の採用数の増（平成15年度）
・学術創成研究費、若手研究、萌芽研究の新設（平成13、14年度）

（３）科研費の柔軟な利用

・補助金交付後に、総額の３０％の範囲内で費目間流用が可能。

・研究遂行上の必要に応じて自由に外国旅費等の経費を使用可能とした。（平成11年度）

・科研費の研究遂行に必要となる研究支援者（院生、ポスドク、技術者）を科研費により研究機関が雇用することを実現。（平成13年度）

・研究支援者の年度末雇用を可能とするため、実績報告書の提出期限を延長。（平成14年度）

・研究種目の研究期間が４年以上の課題について、研究終了前年度に次の申請を行うことを可能とした。（平成14年度）

・繰越明許費制度を導入。（平成15年度予算案）

（４）研究テーマに応じた研究費規模の適正化

・年間2,000万円～１億円程度の研究を支援するため、基盤研究（Ｓ）及び学術創成研究費を新設。（平成13年度）

・特別推進研究について上限額を撤廃。

・規模の小さな研究種目（萌芽研究、若手研究（Ｂ））の申請限度額の引き上げ。

（５）若手向研究資金の拡充

・従来の奨励研究（Ａ）から一層の推進を図るため、若手研究を新設。（平成14年度）

（６）間接経費制度の導入

・研究実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、一部種目に間接経費を措置。（平成13年度）